

徳島県告示第三十六号

昭和四十年徳島県告示第百五十七号（港湾法に基づく港湾隣接地域を指定する件）の一部を次のように改正し、令和七年一月二十四日から施行する。

令和七年一月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

第二号2を次のように改める。

2 橘地区として港湾隣接地域を指定する範囲

基点 位置

基準点 二級基準点 基 見34（X座標九八四八七・七三二 Y座標一〇六三〇三・〇六）

基点1	基準点から五五度三五分三五秒九一三・〇九〇メートルの地点
基点2	基点1の地点から二三八度〇七分一一三・七七二メートルの地点
基点3	基点2の地点から一六八度五一分五一・二〇〇メートルの地点
基点4	基点3の地点から一二二度五八分七〇・一〇〇メートルの地点
基点5	基点4の地点から二三三度三一分一一七・四〇〇メートルの地点
基点6	基点5の地点から一八四度一二分三一・四〇〇メートルの地点
基点7	基点6の地点から三二一度二四分三〇・〇一三メートルの地点
基点8	基点7の地点から二二九度五八分二二・九九三メートルの地点
基点9	基点8の地点から一六三度〇〇分四〇・四〇〇メートルの地点
基点10	基点9の地点から一一一度〇七分一四五・〇〇〇メートルの地点
基点11	基点10の地点から二〇六度三二分一三四・七〇〇メートルの地点
基点12	基点11の地点から二七三度一八分二八・三〇〇メートルの地点
基点13	基点12の地点から一八二度一五分三五・〇〇〇メートルの地点
基点14	基点13の地点から一〇五度三一分六二・三〇〇メートルの地点
基点15	基点14の地点から一九一度五三分二五・一〇〇メートルの地点
基点16	基点15の地点から一五四度五〇分四三・六〇〇メートルの地点
基点17	基点16の地点から一二二度三四分七六・九〇七メートルの地点
基点18	基点17の地点から一二六度三一分七〇・二・七四五メートルの地点
基点19	基点18の地点から一一六度三一分三三・四二四メートルの地点
基点20	基点19の地点から一二九度〇〇分二二〇・五六五メートルの地点
基点21	基点20の地点から二二八度〇〇分五五三・〇〇〇メートルの地点
基点22	基点21の地点から二五一度〇〇分五八三・八〇〇メートルの地点
基点23	基点22の地点から三二五度五三分四二三・三〇〇メートルの地点
基点24	基点23の地点から三三六度〇一分二〇・三〇〇メートルの地点
基点25	基点24の地点から三一六度一八分一三・〇〇〇メートルの地点
基点26	基点25の地点から三三三度四七分八二・三〇〇メートルの地点
基点27	基点26の地点から三三四度四八分一六二・一〇〇メートルの地点
基点28	基点27の地点から三三三度三六分一一七・三〇〇メートルの地点
基点29	基点28の地点から二二七度五六分四九・一〇〇メートルの地点
基点30	基点29の地点から一四三度一〇分八八・四〇〇メートルの地点

基点31	基点30の地点から二二七度〇八分七七・〇〇〇メートルの地点
基点32	基点31の地点から三一七度四十五分一五・〇〇〇メートルの地点
基点33	基点32の地点から二一五度五十六分七一・五〇五メートルの地点
基点34	基点33の地点から一四五度〇〇分一七二・〇〇〇メートルの地点
基点35	基点34の地点から二三六度五十四分二六八・四五一メートルの地点
基点36	基点35の地点から二二五度四十三分五八・四二七メートルの地点
基点37	基点36の地点から二四六度五十七分八一・二〇〇メートルの地点
基点38	基点37の地点から三二九度〇四分六二・八〇〇メートルの地点
基点39	基点38の地点から三三三度〇二分一五九・四〇〇メートルの地点
基点40	基点39の地点から二六二度一一分九四・四〇〇メートルの地点
基点41	基点40の地点から二九〇度一七分三一・五〇〇メートルの地点
基点42	基点41の地点から三二四度一九分一六・五四三メートルの地点
基点43	基点42の地点から二六〇度一八分二五・〇〇〇メートルの地点
基点44	基点43の地点から二一三度三九分一〇〇・〇〇〇メートルの地点
基点45	基点44の地点から一九九度四二分一五九・六〇〇メートルの地点
基点46	基点45の地点から二六三度一八分三〇・九〇〇メートルの地点
基点47	基点46の地点から二八七度五十四分四二・二〇〇メートルの地点
基点48	基点47の地点から二一四度〇九分一三・三〇〇メートルの地点
基点49	基点48の地点から一一八度四十四分五六・八〇〇メートルの地点
基点1	基点1の地点から一五〇度三九分に引いた線、基点1の地点から基点49の地点までを

順次結んだ線、基点49の地点から八六度五〇分に引いた線及び水際線により囲まれた
陸域